

特別支援学校の「設置基準」策定を国に求める意見書

全国的に特別支援学校の児童・生徒数の増加が進み、在籍者数はこの10年間で3万6,800人増えている。一方で、学校建設はほとんど進んでいないことから、学校の規模を超えた人数の児童・生徒が通学することとなり、適切な学習環境と児童・生徒の健康を保持することが難しい状況になっている。

その要因の一つは、幼稚園から小中学校、高校、大学、専門学校までの全てにある「設置基準」が特別支援学校に無いことである。「設置基準」とは、「学校を設置するのに必要な最低の基準」であり、例えば、普通教室、特別教室、図書室、保健室、職員室を校舎に備えること、運動場や体育館、必要な校具と教具を備えることなどが示されており、特別支援学校の学習環境を改善するためには、同様の「設置基準」が必要である。

このようなことから、関係法令を整備し、特別支援学校の「設置基準」を早急に策定することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月25日

栃木県栃木市議会

内閣総理大臣
文部科学大臣
衆・参両院議長

様